

日曆水 一月二十日十二時

■火災保険附金庫
消防ポンプ販賣廣告

ものにてて頭數に應し帆別に割付け何ほどのこともあ
かる可しと雖も之と徵收する爲めに川口にて手數を
煩はすにみならず時とては入津の時機を誤るひとさ
へなきにあらざれば金高は免も角も船持は單に之を面
倒なりとして自然に大坂の川口を避けて近づくことあ
きに意を生ず可きは人情に於て免かれざる所なり
多年來大坂の關西商賈の中心にして人事に於て既に商
權を專にそるゝをあらず其川口に天然の便利は風の方
向にして關へ地方より吹出し午後ハ川口より吹込み春
夏秋冬大抵ふれど違へずして出入の船は常に順風に駕
その利あるにみならず入津料なきは暫て知らざる所
にして出入千艘の賑ひと共に市民の獨り繁昌に得々た
りし最中に東方江戸の入港は甚だ煩はしく如何なる船
にても相携洋を渡りて浦賀に至るとそは駆しき検査に
進みて容易に江戸灣に入るを許されず十分の帆に風を
孕みて駆け込ま轉瞬の間に品川沖に入る可きものも船
検所の一喝は此順風と空ふして一日の検査に十日の期
と誤らしりするの事例は毎度参らるからぬとおりし
即ち江戸と大坂と比較して入港便不便の相違なりしが
今は全く相反し維新以來浦賀の船番所へ全く廢せられ
て東京灣の入船に何等の故障を見ざるに引替へ大坂の
天保山が恰も浦賀を相繼して入津料に爲めに一時通航
の自由を妨げらるゝとい時勢に難運も亦奇なりと云ふ
バ入津料も即ち此後深費と見て異論ある可らずと云ふ

	一行廿四字附	一日限	二日以上	七日以上	十六日以上
自一 行至十 行	十 錢八 錢	九 錢	八 錢	七 錢	十五日迄
自十一 行至卅 行	九 錢	七 錢	六 錢	二 兩六 錢八 錢	十六日以 上
三十一 行以上	八 錢	五 錢	五 錢	三 兩五 錢八 兩五 錢五 毛五 錢	十八日以 上
					廿月二十六日ノ郵便料ニ送付スルモノニ限リ本文定價ノ外ニ 書類ノ郵便料ヲ中受ク

時事新報

農工諸種の物品にして土地の需用に餘り有るものは之と他の地方に送り其不足するものは更に供給を他に求め、彼我互に買賣交換して相益するには其間必ず市場の便あるもの有る可からず大阪の地は關西商賣にて大市場にして四國九州及び中國にて產出せるものも又消費するのも農産製品共に此大市場に來りて又出るもの甚だ多し何れも皆有餘不足の平均を求るが爲めあらざるはあし蓋し大坂の川口は入りに千艘出るに千艘の詰ことなを成したる所以にして坂都繁昌の大本は全く船舶出入の多きに在りと云ふて可なり故に今數百年來の繁昌を維持するに於方便一ならずと雖まども船舶出入の便利を謀るは最も大切な事なれば大坂人の常に注意する所にして例へば川口の浚渫を計畫するに金を費しむの色あきも其證として見る可きものなと然るのみ我輩の少しく不審なるは其川口に入る船舶に入津料を課するに一事なり川を渡へるは入口を便利にするものなり入津料は之と不便にするものなり前後擅着の意味と免まぬれず固より其入津料として金の高より云へば些細のものに於て細數に感し帆船に割付け何などのこともあ

者もあらん成るは此説も自から一説にして甚ざ簡単明白なるに似されども所謂一を知て二と知らざる者の淺見するに過ぎず今道路を損害するものは人力車よと甚ざしきなき故に道普通の費用は人力車夫に課し可しとの議を發したば如何、先づ以て否決するよとある可し何となれば直に道と損するものは人力車の兩輪に相違あると雖も此車と利用して人事と辨じ其便利を利する者ハ一般の人民あるが故に課税の任も亦廣く人民に歸るとの慣行にして特に車夫の負擔を重くするの理由もあらずればなり左れば大坂の川口を渡へるも直接には出入船の爲めなれども此船に由て全郡の繁昌を買ふ者ハ一般の府民あるが故に我輩は浚渫の費用を求るにも亦その繁昌と利する一般の府民と目的にせざるを得ず特に之と船に課せんとするが如きハ感服せざる所のものなり

過般大坂の商業會議所にて入津料廢止の發議ありしと聞き我輩は遂に之れと賛成して止まざるものなり會議所の紳商は大坂の爲めに百年の利を謀るものなれば必ず之を議決して大坂の川口を出入千艘の奮面目に復じ大都會の繁昌を永遠に維持することあらん我輩の信する所なり在昔埠港は畿内の沿海にて最も繁昌の地なしものゝ爾後ろの盛運漸く大坂に移り徳川政府の治世中盛大の極に達したれば今度は又轉じて兵庫に移らんなどと幕府に末年に往々世人の想像せる所ありしか固より賣卜者流の豫言にして取るにも足らざることあれども偶然にも神戸開港の今日に至りては此豫言必ずともあらるるあきと期を可らず大坂人は世人の言の智愚如何に論なく大事の大勢に注意をて深く自から戒をひるふと肝要なる可し

卷之三

○遞信省告示第二百二十二號
來十二月十六日ヨリ渡幅國函館區函館郵便局電信局合併シ函館郵便電信局ト稱シ同日ヨリ其事務ヲ取扱
明治廿年十一月三十日 遞信大臣子爵樺本武揚

明治廿年十一月三十日 遣信大臣于爲復本武揚
陸前國志田郡古川驛ニ三等電信局ヲ置キ古川電信局より其事務ヲ取扱ハシ
○遞信省告示第二百二十三號
明治廿一年一月一日ヨリ其事務ヲ取扱ハシ

國北京へ歸著せり
○食鹽產額 昨十九年中京都府外三十三縣及小笠原屬等に於ける食鹽の產額は左表の如し(農商務省)

產 量	關 稅	產 額
京都	一六五石	三二〇圓
神奈川	六九七二	二五〇石
		一四〇石

卷之三

又既往五箇年間毎年の產額は左の如し	
十八年	四、五六四、五三二
十七年	四、一二七、一一八
十六年	四、五六一、七五二
十五年	四、四二三、一三三
十四年	四、九四五、七七六
	山口
(以上本年十一月三十日官報)	
	一七石
	一五
	一三
	二五

の支那人と通官する
發し航路の凡て
したれども午後
たると發見しか
行したる英皇五

○海防費獻納 京都府平民下村正太郎氏より金七千五百圓三箇年賦にて獻納願ひ出しに去月二十八日開會届けられたるよし

○賞勵局の繁忙 内閣賞勵局にては目下文武勅奏任官へ勅章授與或は進級等の義に付餘程繁忙の模様なり殊に本月上旬には彼の海防費獻納者へも夫々其金額に應じて金銀賞経章を附與するに付人名等取調の爲め一層繁忙ありと云ふ

○松ヶ崎港を開くに建議 此程新潟縣會にて議員大竹貢一氏外二名は松ヶ崎港を開くべたの建議と爲したる由あるが今其主意を聞くに越後八十里的海岸一の良港あく在來の港湾に次第に崩壊墜落それとも之を修築するの方便なく商賈は年々衰微そるもの未だ回復の道を得ざるは誠に悔はしさ次第あるに茲に一の幸には阿賀川口に松ヶ崎と云へる良港されば宜ちく之を開て船舶の往來を便にし商業の回復を計るべしと云ふに在りと尙ほ又議員兒玉茂右衛門氏外七名よりも郷津築港の建議案を呈出したるよし

○縣會議員交替の間違 伊勢國鈴鹿郡撰出の縣會議員渡邊讓氏は今度退職、其後任に山田光次郎氏が當選しるに付去月廿九日鈴鹿郡役所より決議録及び議事細則等目録を添へ後任者山田氏へ譲り渡すべき旨渡邊氏に通達したるに渡邊氏は新任議員ハ明治二十一年度以後の經濟を議すべたものにて二十一年度の縣會は尙や本員の期限中にあるものなれば議事細則等は未だ引渡し難き旨回答に及びたり而るに同郡役所よりハ重て又引渡モベシとの通達と爲したるにぞ渡邊氏ハ不審に思ひ直ちに之を縣廳に伺ひ其指令を請ひたるに固より渡邊氏の意見の如く同氏は尙ほ二十一年度の講會に出席するの權あるものあれど縣廳よりハ郡役所へ一切前述を取り消すべき旨指令したるを以て郡役所よりは改めて其趣旨と通達し事漸く落着したりと云ふ

○露國軍艦 ドミニコドイスニ號ハ先日來横須賀船渠内に於て船體修復中あり其が一昨日其修繕を了へ船渠を出でたり尤も向四五日間は同港に碇泊の後横濱へ廻航すべき既定なりと云ふ

○獨逸艦隊 指督ヘンスチル氏が指揮するビスマルク・ソフヒー・オルガ・カロラの四艦より成立の所の獨逸周遊艦隊ハ目下南太平洋を巡航中なるが不日、日本海に来るべき筈なりと云ふ

○海岸砲の廃失 汽船ワーレン號ハ本月十五日夜失火して廣東河に沈没を支那人三百人は焼死又は溺死(二百人は助かりたりとの音信)電報ハ去る二十五日在本紙上に記載せるが其後の報に據れば同號ハ常に香港廣東間を往復し香港は支那人々々ヤの所有せる三百十三隻のうち該艦にて二十一隻が失